

別表

中型まき網漁業（農林水産省令）

制限措置						
漁業種類	船舶の 総トン数	推進機 関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む 者の資格	許可又は起業の認可 をすべき船舶等の数
一そうまきいわし巾着網 漁業（大分入会協定） ※網船15トン未満	5 トン以上 15 トン未満	定めなし	宮崎県東臼杵郡門川町イクイ バエ灯台から真方位125度の線よ り以北の海域。ただし、共同漁 業権の海域を除く。	12月 1 日から 翌年11月30日 まで	次の1)、2)のいずれにも該当する者 1)大分県知事による中型まき網漁業の 許可を受けた者 2)大分県・宮崎県入会海域におけるま き網漁業の操業に関する覚書の参加 者	23隻
一そうまきいわし巾着網 漁業（大分入会協定） ※網船15トン以上	15トン以上 20トン未満		宮崎県東臼杵郡門川町イクイ バエ灯台から真方位125度の線よ り以北の海域。ただし、水深45 メートル以浅の海域を除く。			3 隻